

Title	E・バークとドイツ・ローマン主義の政治思想
Sub Title	Edmund Burke and German political philosophy in the age of Romanticism
Author	多田, 真鋤(Tada, Masuki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1975
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology ). Vol.48, No.3 (1975. 3) ,p.1- 18
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19750315-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19750315-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# E・バークとドイツ・ローマン主義の政治思想

多 田 真 鋤

- 一、バークの政治思想の特質
- 二、バークとドイツ
- 三、バークとミュラー
- 四、バークの思想のローマン化

## 一、バークの政治思想の特質

本稿においては、いわゆる政治的保守主義の創始者と稱せられるエドモンド・バーク (Edmund Burke) の政治思想と、ドイツの政治的ローマン主義との思想的かかわりについて考察を行うものである。一九世紀初頭のドイツの思想界は、フランス革命をめぐる思想的ないしは政治的状况について、革命に関する種々さまざまな報道から直接にうけた影響以上に、バークの著作を媒介して受容した思想的、知的印象が頗る大であつたといえる。この間の事情に関する研究は、グーチの「ドイツとフランス革命」(G.P. Gooch, *Germany and the French Revolution*)、シュテルンの「ドイツ精神生活に及ぼしたフ

ランス革命の影響」(Alfred Stern, *Der Einfluss der Französischen Revolution auf das deutsche Geistesleben*) 並びに「フランスの「トイン」におけるヒトマンズ・バーク」(Frieda Braune, *Edmund Burke in Deutschland*, Heidelberg Abhandlungen Heft 50.) などの古典的著述においても明らかにされているところでもある。<sup>(一)</sup>

一七九〇年十一月に公刊されたバークの「フランスにおける革命の考察」(以下考察と称す)は、それがフランス革命の思想的背景と、そのJacobinizeする革命の政治的傾向への徹底的な批判と攻撃の書ではあつたが、バークのよつて立つ価値基準は、イギリス憲法、とくにイギリスの政治構造を基礎づけている名譽革命の精神であつたといえよう。すなわち、バークにあつては、フランス革命とその思想を批判しつつも、つねに自国の問題がその意識のうちにあつたのであり、名譽革命の精神に背反し、この精神的伝統とそれに依拠する政治構造が破壊されるがゆえにフランス革命は是認しえざるものであつたのである。<sup>(二)</sup> このバークの反革命の政治思想は、ヘームズ(J. H. Hayes, *The Historical Evolution of Modern Nationalism.*) の論じているように、これをジャコバン国民主義(Jacobin Nationalism)に対する伝統的国民主義(Traditional Nationalism)と稱することもできよう。

しかし、もしバークの「考察」が現状維持と未来に対する保守的な予測にのみ限られており、フランスに起つた政治的・社会的運動の告発のみを扱つていたならば、当時のヨーロッパの思想界に反革命の潮流を形成するだけの影響力をもつことはできなかつたに相違ない。カール・シュミットがその論説「政治理論とローマン主義」(Carl Schmitt, *Politische Theorie und Romanik*) において「バークの「考察」と、ボナール(F. G. A. Bonald)の「権力論」および「ドゥ・メーストル(J. de Maistre)の「フランスについての考察」の三つの著作をとりあげ、「われわれが、これらの著述を読んでみて興味を抱く所は、それらが、その場限りの論争ではなく、賤民政治がもたらす残虐行為やジャコバンの言い草に対する告発でもなくして、原理的な反革命の論拠そのものであるからである。それは、どの著書をとつてみても、法と国家とは個々の人々の計画

的な行為から生れる事象であると考えようとするものの方Ⅱ社会契約説の考え方Ⅱを拒否する、ということである。……国家や社会は、空理空論にのつとつた作為によつてただちに形成されたものではなく、長時間をかけて出来あがるものであり、その形成に參與した個々の人々は、形成過程にある国家や社会を概観することはできず、将来を予測したりすることは不可能なことである。バークは、しばしばレトリックを駆使し感情のこもつた一般的な表現を用いて、国民共同体が幾世代にわたつて成長したということを一倍強調している。」といい、続けて、「これらの人々は、すべてみな形而上学者や哲学者、とりわけルソーを徹底的に否定しながら、次のことについて意見が一致している。すなわち、そのことは、合理主義的な格率を楯にとつた個人の活動はなにもをも創造しないものであること、そういった個人の活動は、事物の自然のなりゆきを停滞させ、破壊するだけであつて、永続するものなどなにも一つ生みだし得ないものだということ、これである<sup>3)</sup>。」と述べている。バークの「考察」が、当時のヨーロッパの思想界に受容され、反革命思想の価値基準となつたのは、まさにシュミットの指摘のように、革命に関する政治的、哲学的理論に対して、「原理的な反革命の論拠そのもの」であつたからである。すなわち、バークが保持しようとした「自由」とは、長期間にわたつて文明社会がその社会的伝統のうちに育成してきた「人間らしい、道徳的な、規律ある自由」なのであり、革命を謳歌する民主主義者たちによつて提唱された、抽象的、形而上学的、超歴史的な「自由」とか、具体性を欠如した「人權思想」などではなかつた。すなわち、「人間は、自分自身の欲望に道徳的抑制をおこうとする傾向に正比例して、市民的自由を享受する資格をもつ」とバークのいうとき、それはあくまでも具体性のある社会的自由であり、規律と秩序を伴う正義の別名としての自由であつて、道徳的自由であるとさえいえよう。

さらにまた、バークの認めた「平等」とは、神の前における万人の平等 (Vor dem Gott gleich) の思想であり、この理念から導きだされる法の前の平等、社会生活における機会の平等等の一連の副次的平等にはかならず、啓蒙主義的、抽象的な「平等」の思想は、「多数者の圧制」ないし、「民主主義的暴政」に陥入る危険性のあることを指摘し、「反革命の原理を提

示する。(4) バークは、その「考察」において、宗教の重要性、革命的平等概念への攻撃、社会有機体の思想、混乱を避けて徐々に改革する必要性、私有財産の擁護、先入見の弁護、等々の政治思想を展開し、同世代の反革命、保守主義の思潮をリードし、彼以後の保守理論の源泉となるように、その思想的永続性を保ちえたのは、バークが、「フランス革命を批判する過程において、たえず深く永続的な興味ある一般論」(5)にまで論及しえたためであるといえよう。

ノヴァーリスは、「多くの反革命的著述は、革命のために書かれてきたが、バークは革命に対立するための革命の書を書いた。」(Es sind viele antirevolutionäre Bücher für die Revolution geschrieben worden. Burke hat aber ein revolutionäres Buch gegen die Revolution geschrieben.)と、バークを賞讃し、自己のローマン主義的感覚に与えたバークの思想的影響を認めている。(6)

確かに、バークの「考察」は、人々がその頃までは不鮮明に漠然としか持ちえていなかった新しい思想を、明瞭な意識のもとへと導いていったという点でも革命的であつたといえよう。そしてまた、「安定の価値、並びに安定が依存する習慣の力」(7)を新しく強意するものであつたともいえるのである。

しかし、フランス、特にドイツの思想界において、この著書が好意をもつて受容される素地が十分に準備されていたということは否定しえないところでもある。

(1) ノーットの「考察」が、ドイツ政治思想に与えた影響については、以下の著述をすべても詳論されている。

Carl Schmitt, politische Romantik, München und Leipzig 1925.

Wilhelm Metzger, Gesellschaft, Recht und Staat in der Ethik des deutschen Idealismus, Heidelberg 1917. S.S.221—23.

Paul Kluckhohn, Persönlichkeit und Gemeinschaft. Studien zur Staatsauffassung der deutschen Romantik, Halle a. d. Saale 1925. S.S.32—36.

Hans Barth, Die Idee der Ordnung, Beiträge zu einer politischen Philosophie, Stuttgart 1958. S.S.28—62.

(2) ノーメン (Friedrich von Gentz) はノーットの「考察」を「ノーメン」で紹介して「翻訳したのじやないが、彼はその訳書の序文「Ueber die Einfluss

politischer Schriften, und den Charakter der Burkschen (Burke = Genz Betrachtungen, "Einleitung")に於て、次のように述べてゐる。

「イギリス憲法と国家構造への愛着、これがバークの情熱を燃え立たしめたのである。バークは祖国の安定と秩序が、僭越な約束によつて世界の注視を集ませしめたところの、破滅と罪悪のもとにある革命の反逆的妄想の犠牲となるようにみえたことは、バークにとつては許しがたいことであつた。バークは、フランス革命において、ただフランスのみを見たのではなく、幸運な憲法を保持するイギリスが、その根底において震撼されたのを見たのである。そして、恐るべき震動と全体的な破壊とによつて脅威にさらされたヨーロッパの諸國家を認めたのである。」<sup>1)</sup>と、いい、そして最後に「今後フランスは幾多の政変や變動を繰り返すであらうが、しかしそれはやがてヨーロッパの政治的輕卒と熱狂とに對して、眞実の警告を与えるものとなるであらう。」と結んでゐる。

(3) Carl Schmitt, Politische Theorie und Romanik, in Historische Zeitschrift, Band 123.

なお、Schmittの右の論説は邦訳されて、服部・宮本編訳「政治思想集付カール・シュミット論(社会思想社刊、昭和四十九年)に収録されてある。(4) 勝田吉太郎「保守主義の政治哲学における自由と民主主義—エドモンド・バークとトートクヴィルの所説を中心として—」(法学論叢第八十二卷第二・三・四号、一九六八年)、勝田氏の論文においては、バークの保守主義の政治哲学の諸理念を、「規律ある自由」の保持、「裸の理性」に對する不信、先入見の擁護、「單純な統治構造」に對する不信、貴族制擁護論と民主主義批判、私有財産の効用、保守的改革の途、政治の限界往の八つの側面に要約し、現代のマス・デモクラシーに對する見解にまで及んでおり、この分野の研究としては貴重な論説である。なお、上田又次著「エドモンド・バーク研究」(至文堂刊昭和十二年)もバークの体系的研究としては注目に値する。その他、小松春雄著「イギリス保守主義史研究」(御茶の水書房刊一九六一年)、北岡勲著「保守主義研究」(弘文堂刊昭和三十五年)等は保守主義研究として定評ある邦語文献である。

(5) P. Viereck, Conservatism: From John Adams to Churchill, 1956, p.27.

(6) Novalis, Blutenstaub, Aphorismus 104. Schriften, herausgegeben von Paul Kluckhohn, Leipzig: Hans Barth, a. a. O. S.35.

(7) George H. Sabine, A History of Political Theory, 1954, p. 519

## 一、バークとドイツ

ドイツにおけるバークの政治思想の影響を考察する場合、その方法の第一としては、バークの思想に直接、間接を問わず、かわりあひのあつたドイツ思想をその文献の上において確認してみることであらう。

イギリスと政治的關係の深かつた当時のハノーヴァー朝の官吏であり、政治的文筆家として活躍していたブランデス(Br-

rnst Brandes) と、レーベルグ (August Reiberg) の二人の思想家は、一七九〇年のバークの「考察」が公刊される以前からバークとの接触があつたのである。<sup>(1)</sup>とくに、レーベルグは、バークの「考察」とは無関係ではあつたが、その基本精神と政治姿勢においてはイギリスのホイッグ党の精神に依拠しながら、一七九〇年から九三年に至る間、「イェーナ一般文芸新聞」(Jenaische Allgemeine Literatur Zeitung) にフランス革命に対する批判の文を書き続けていた。

青年時代からシュタイン (Freiherr vom Stein) の友人であつたレーベルグは、バークの思想の影響のもとに、一七九三年、「フランス革命の考察二巻」(Untersuchungen über die Französische Revolution) を公刊している。シュタイン自身も、モンテスキュー、メーザー、ヘルダーなどの思想的影響とともに、その国家行政改革の思想を發展させる上においてバークから決定的な影響をうけたことを認めている。<sup>(2)</sup>

すなわち彼は、「この偉大な経験豊かな高尚な政治家であるバークは、フランスを荒廃させている空論的政治革命者 (metapolitischen Neuerer) たちに対して、彼の『考察』という不滅な作品において、市民の真実の自由と宗教の自由という主張を精力的かつ人を動かすような雄弁を以て擁護したものである。」<sup>(3)</sup>と語つてゐる。市民の自由と宗教の自由という主張はシュタインがその改革の理念に掲げた中心思想でもあり、政治秩序と市民の自由とを道徳的、宗教的原理のもとに結合しようとしたバークの思想に多大の共感を抱き、強い絆を感じたことは当然のことであつたろう。さらに、バークとシュタインの両者には、国家の構造や制度に関する原則論においても共通な思想がみられる。

例えば、公的問題に積極的にかつ責任ある参加をさせるために市民を教育する地方自治の思想、議会に対する行政府の責任という思想、土地所有を通じて国家の指導権に安定性を与えるための開かれたアリストクラシーの思想、人間の合理的権利としてではなく、階層に応じて分配される規律ある自由の思想、ultima ratioとしての霸道政治にレジスタンスしうる人民の権利、神の意志に基づく国家建設や、歴史、伝統、過去の栄光を尊重してゆこうとする思想、これらの政治的諸原則に

において、シュタインはバークに負うところが大きいと語っている。シュタインに続いて、歴史学者として著名なニーブル(Berthold Georg Niebuhr)もバークの影響について次のように述べている。

すなわち、彼はその著「ローマ史」(Römische Geschichte 1827) 第二版の序文において、「モンテスキュー並びにバークの政治的見解のなかに見出せないような政治判断の原則は何もない。」と評価し、さらに一八二九年にボン大学で講演し、彼の死後公刊された「Die Geschichte des Zeitalters der Revolution」という論説には、バークの影響を自ら隨所に示している<sup>(4)</sup>。

ニーブルは、近代史について語る際、イギリスの立憲政治体制を彼の思想の肯定的側面として評価し、フランスの民主的政治体制を否定的側面として叙述しているのである。ニーブルの年来の友人であり、歴史法学派の創始者として著名なザヴィニー(Friedrich Karl von Savigny)もまた間接的にバークの著書の影響をうけたとみなされてよい。歴史法学派の有名な綱領である「Vom Beruf unserer Zeit für Gesetzgebung und Rechtswissenschaft 1814」と、特に「Zeitschrift für geschichtliche Rechtswissenschaft 1815」の序文の中に、バークの思想は間接的に受容されていると考えられる。すなわち、さきに記述したレーベルグの「ナポレオン法典について」(Über den Code Napoleon 1814)という著述が、歴史法学派の綱領の中に明確に引用されており、バークについて精通していたレーベルグは、法は地政学的・歴史的状况に順応しながら漸次的に発展してゆき、一国家の歴史的發展段階のある時期において、蓄積された民族精神の真髄として現われるのであると述べているからである、ナポレオン法典は、一般に純粹に合理的な法典であるといわれているが、レーベルグによれば、この法典はフランスの伝統的法觀念や慣習法から乖離しているものではなく、その意味において歴史法学派の綱領に引例しえたものであるという。ザヴィニーは、その歴史法学派の基本的思想を形成するに際して、レーベルグから直接的に着想を得たものと推測しうるし、さらに、レーベルグを媒介としてバークの思想を受容したものと考えられよう<sup>(5)</sup>。さらにザウ

イニーは次のように述べている。すなわち、「歴史法学派に従えば、完全に単独で独立した人間存在というものはありえない。むしろ、単独に見えるものは他の視角から見れば、もつと大切な全体の部分をなしている。このように各個人は同時に、家族、国民、国家の一員として位置づけられなければならない。そしてまた、ある国民の各々の時代は過去の時代からの延長であり、それが発展してきたものとしてみるべきである。これらのことが事実であれば、いかなる時代も独力でその時代的狀況を作り出しはしない。つまり過去とのコンタクトを保ちながらその時代狀況を作り出すのである」といつているが、この思考は、バークの「国家は、あらゆる科学における合同事業であり、一切の学芸における合同事業であり、あらゆる徳、すべての完成における合同事業である。このような合同事業の目的は、多くの世代によつても達成されえないのであるから、それは生ある人々と、死者と、および生れてくる人たちとの間の合同事業なのである。」という歴史主義的国家観に類似のものと見えよう。しかし、フランス革命の余波をうけとめていた当時のドイツにおいて、バークの思想を最もよく体现したのはアダム・ミュラー(Adam Müller)であつたといえる。彼は自ら自己の思想が、バークの思想とその精神構造の「有望なる継承者」(hoffungsvolle Kinder des Burtschen Geistes)であるといひ、彼にとつてバークは、偉大な変革の理念の推進者であるとともに、近代国家学の創立者でもあつた。ミュラーは、一八〇四年に公刊した「Die Lehre vom Gegensatz」の序文において、バークを「大英帝国、あるいは多分ヨーロッパを救済した」ところの人物として評価し、また一八一〇年に出版した「Über Friedrich II」においては、バークは「この幻滅の世界に現われた最後の予言者である」とも述べている。さらに、ミュラーは「ドイツの科学と文学に関する講義」(Vorlesungen über die deutsche Wissenschaft und Literatur)の中において、自分自身に関してのみならず、ドイツの精神文化一般に与えたバークの重要性を次のように表現している。すなわち、「ドイツ国家学の形成の過程において、最も重要な出来事は、あらゆる時代と民族のなかで最も深遠な人間的な思想家であるエドマンド・バークをドイツの思想界に導いてきたことである。」

彼は世界をその全体像のうちに把握し、その政治社会に関する見解を披瀝しているのであつて、彼の思想はイギリスの家構造を防衛したその擁護のために書かれたものであるとしても、われわれドイツ民族の精神文化に非常に寄与しており彼の思想に親近性を認めるがゆえに、私は彼をドイツ人であると称したい。彼は当時のイギリス社会の思想的安定に貢献したのみでなく、ここドイツにおいても彼の著書は翻訳され、理解され、広範囲にわたつてドイツの諸科学の中に組み入れられてきた。すなわち、たとえ他国では彼のこと知られていなくとも、あるいはまた、彼の祖国においてさえ十分に理解されず、単に政党の指導者であり雄弁家であるとしてしか評価されていないとしても、われわれは彼の精神の中において生活し、ものを書き、教育され感化されているのである。

彼はイギリスよりもむしろわれわれドイツに属しているということを誇りをもつて広言したい。

そして、私自身の国家に関する思想は未熟ではあるが、私は彼の精神の正当な継承者である。ドイツにおいて彼は、自由とか法、権力とか統一の理念について最も効果的な見解を提供した思想家として認められている。このようにいかに彼の業績がイギリスにとつて有益であつたとしても、彼を称賛できることはドイツにとつて名譽なことである。未来の著述活動やその政治生活それ自体が、この賛詞に相応しく継続するよう<sup>(8)</sup>に「とバンクを称賛し、その思想的感化について語つている。

- (1) Frieda Braune, *Burke in Deutschland*, in Hans Barth, a. a. O. S.241
- Friedrich Meinecke, *Weltbürgertum und Nationalstaat*, München und Berlin, 1928 136 ff.
- (2) Gerhard Ritter, Stein, Eine politische Biographie, Stuttgart-Berlin 1931 I 156 ff.
- (3) Hans Barth, a. a. O. S.24.
- (4) Hans Barth, a. a. O. S.24.
- (5) Hans Barth, a. a. O. SS.24—25.
- (6) Hans Barth, a. a. O. S.40.
- (7) E. Burke, *Reflection on the Revolution in France*, London. 1815 p. 183—184.
- (8) Adam Müller, *Vorlesungen über die deutsche Wissenschaft und Literatur*, 1807. SS.149—150, in Hans Barth, a. a. O. S.44.

ミュラーに与えたバークの思想的影響については、K・マンハイムの「保守主義的思考」(Das konservative Denken: Soziologische Beiträge zum Werden des politisch-historischen Denkens in Deutschland, 1927)において、マンハイムは次のようにいう「ミュラーのもとに存在する思想財のうち、いかなるものが、すでにバークに示されているかをわれわれが問題にするならば、それはまさにミュラーがバークから受取った特殊な保守主義的態度である。それはまず、すでにバークのもとに見いださう、(いうならば)『歴史』の思想である。しかしより詳細に観察するならば、バークにおいて歴史として現われるものは、われわれがミュラーのもとでもザウイニーのもとでも見出すような、錯綜し、深くロマン化された世俗的なもの背後にひそむ要素によつて貫徹された構成物ではなく、ただひとつの—よしんばそれがこの複合的全体における本質的なもの—要素、すなわち、『連続性』(Kontinuität)の要素である。」(訳文は森博氏訳「歴史主義・保守主義」一四七頁引用)と述べている。

### 三、バークとミュラー

ドイツの思想界に及ぼしたバークの影響を、次に二、三の基本的課題に限定して考察してみようと思う。すなわち、バークの政治思想のうちいかなる要素が、「ドイツ的思考」<sup>(1)</sup>に影響を与えたのであつたか、また彼のいかなる政治原則が、解放戦争の動向を促進する上において思想的感化を与えたのか、さらに、解放戦争以後のドイツ諸州やその帝国再建のためにバークのいかなる政治思想が有効性を発揮したのであるか、という観点において考察を続けてみることにする。

すなわち、その第一の問題は、バークがフランス革命の背後に潜むいわゆる啓蒙主義ないし合理主義の政治思想に対して、これに徹底的な批判を試みたのであつたが、そのバークの革命思想批判の哲学がドイツ思想、なかんづくローマン主義の政治思想にフェータルな影響を与えた点である。バークは、フランス革命が、「新しい種類の間人」(new description of man)の企てによつて準備され、この種の人々は、実際政治の世界においては局外者であるがゆえになんらの政治責任を担う必要はないのであり、単にその政治評論と、現状に対する批判のみに終始すればことたれりとする人々であるとして、バークは彼らを「政治的文筆家」(political men of letters)と蔑称している。すなわち、バークのいう「政治的文筆家」や「形而上学的理論家たち」(political metaphysists)は、「抽象的な思弁の世界を彷徨し、希望的観測のみ没頭して、原理や自然法

(理性法)の教説に準拠して、未来の仮設的な楽園を創造しうるかのごとき幻想と錯覚に陥入つているとバークはいうのである。そして、この「形而上学的理論家たち」は、理論的に正当化された専制主義の生れながらの支持者であり、擁護者でもあると考える。すなわち、バークによれば、彼らは、新しく国家を設立するために、決定的にかつ權威があると看做している自然法と正義の原則の側に依拠していると信じているので、その限りなく合理的に創造された絶対的権力に準拠して、法的、政治的原則を理想の世界から現実の世界へと移行することが可能であると盲信しているのであるという。

バークはこのような啓蒙主義的な人間理性への樂觀的信仰を峻拒し、理性万能の思想に対して、「潜在的英知」としての「先入見」(prejudice)を対置したのである。バークのこのいわゆる「政治的形而上学者たち」に対してむけられた批判は、アダム・ミュラーの次の言葉のうちに明瞭に継承されている。すなわち、「フランス革命のあらゆる不幸な誤解は、個人が現実的に社会の結合から解放されて、彼ら (politische metaphisisten) にとつて好ましくないものを外部から覆し、破壊しうる」と考え、個人は何千年という仕事に対して異議を申し立てることができ、彼らが遭遇するあらゆる制度を何も認める必要がないと考える幻覚のうちに存在するのではなからうか。手短かにいえばそれは国家の外側に誰かが到達することができ、誰かが国家のために新しい道を示すことができ、古くて不完全ではあるが、十分に信頼しうる政治体制の代りに、少なくとも次の二週間は完全であるような新しい政体を概観しうるような一つの定点が現実存在すると考えるような幻覚なのである。」<sup>(2)</sup>というミュラーの言説は、バークの「裸の理性」に対する不信をまさに継承したものである。

共同体 (Corpus, Gemeinde) のうちに、文化的かつ文明化されたさまざまな生活状態や、組織化された社会内での階層的秩序から、人間は孤立していると看做す抽象的合理主義、つまり人間性を啓蒙された利己主義 (an enlightened selfinterest) であるとする、この抽象的合理主義は、社会構造を単なるメカニズムに化してしまふものであるとバークは考える。そして、革命主義者たちの唱える「平等思想」は、「あらゆる種類の市民 (多元的、異質的、階層的に共同社会に結合しているところの)

を混交してしまい、できる限り一つの同質的な大衆に転化させようと企図した、彼ら形而上学的、錬金術的な立法者たちは、人々を単なる計算だけのための、つながりのないばら銭と化したのである。彼らは、伝統的共同社会に存在したあらゆる諸秩序をすべて一緒に水平化し、破壊してしまった。<sup>(3)</sup>」のであり、量の方が質よりも優位に立つて、生命ある人間の本質的個性という原理は、抽象的平等思想の犠牲と化してしまふものとみる。そしてさらに、この平等思想の結果、同質的な大衆に転化してしまつた民衆は容易にデマゴグの操作の対象となつてしまい、そこには必然的に合理的専制政治の確立をみることとなるという。バークは、その「考察」において、「政治的文筆家たちの思想のうちにおいては、最終的には絞首台のみが残されていることに気づくであろう。」と述べている。

このバークの啓蒙主義者(彼のいう political men of letters)に対する批判は、ドイツ・ローマン主義の政治哲学のうちに継承されている第一の点である。バークの「考察」の影響をうけて、ノヴァーリスとアダム・ミュラーとは、国家有機体説を展開させた。ノヴァーリスにとつて国家は、「Makroanthropos」であり、アダム・ミュラーは、「機械論的国家学」と「有機体論的国家学」とを区別し、前者は樂觀的な進歩の原理に依拠し、後者は「家族共同体」の原理に立つているとするが、この思考は、バークの「連続性」(Kontinuität)の理念の継承の上において構想されたものといえよう。またバークが「われわれは人類全体に対して義務がある。しかし、その義務は特別の社会契約から生じたものではない。

<sup>(4)</sup>それは、人と人との関係、人と神との関係、つまり契約ではどうすることもできないような関係から生じているものである。』<sup>(4)</sup>といい、いわゆるロックの古典的自由主義における「契約思想」を背後に退けているが、この思想はまたドイツの政治的ローマン主義に強く影響しているものである。ドイツ・ローマン主義者たちは、バークのしばしば用いた「人類の偉大な神秘的結合」とか、「継続する組織体」とかの表現を、自分たちの術語として用いている。バークにとつて国家の根本的単位は「家族」であり、そして家族共同体の中において人間の本来の美德、誠実、献身、思慮分別などの基本的素質は伸張する

ことが可能なのであり、「われわれの公徳心は家族の中から始まり、そのゆえ、冷淡な親族関係をもつ者は、よき市民とはなりえない。」といい、また「われわれの慣習や文明、そしてその慣習や文明との関係においてあらわれてきたすべてのよいことからは、このわれわれのヨーロッパ世界の中で長期間にわたつて二つの原則に依拠してきたし、実際において、この二つの原則が結合した結果でもあるということは確かなことである。つまり、紳士の精神と、宗教の精神とがそれである。」<sup>(5)</sup>というような思想は、ドイツ・ローマン主義者のみならず、シュタインやニーブルのような思想家にまで感動を与え、バークを自分たちの思想における輝ける証人であるとみなしている。この有機体思想はまたドイツ思想に強い影響を与えたものである。

第三に、バークの思想的影響をその歴史主義において考察してみなくてはならない。

カール・ヒレブランド (Karl Hillebrand) は、バークとヘルダーをともに一八世紀の啓蒙的合理主義とその機械論的思想に対して戦つた「歴史主義の原理の伝達者」であるという。すなわち、バークはイギリスとその政治思想に関する関係においてであり、ヘルダーはそのドイツとドイツ文芸理論に対する関係において「歴史主義」の提唱を行い、彼ら二人は「同僚」以上の緊密な関係であると述べている。<sup>(6)</sup>

歴史主義は、歴史的事実を尊重して現在の事実と対抗させるだけでなく、また「生成」(Werdn) そのものを強力に意識するときそれは成立するものである。これはバークの連続性とドイツ歴史主義の共通にもつている性格であるが、この「生成」、「連続性」そのものが、歴史主義者の根本体験であるとすれば、これになお第二の要素として、特定の「時代」に対する寵愛と歴史における特定の歴史的担い手の寵愛とが加わつてくるのである。すなわち、バークにおける「中世の寵愛」と、歴史の担い手としての「貴族の評価」<sup>(7)</sup>とが、アダム・ミュラーの歴史主義に強く影響を与えているといわなければならぬ。

ミュラーが「中世に与えられた賛詞は、当時の社会状態がただ好ましいものであり、あるいは、中世に復帰するのが国の

政治の任務であるというように理解されてはならない。

それは中世の制度の精神で充たされた理性が、それを職人風 (Handwerksch) にまねることなしに作られたからである。<sup>(8)</sup> とうとき、そこにバークの「中世の寵愛」がまさに継承されているものといわなければならぬ。

バークの「啓蒙哲学批判」と、その有機体思想ならびに歴史における「連続性」の理念とともに、解放戦争以後のドイツ思想に与えたもう一つの政治原則は、その「イギリス憲法体制」への賛美の思想であつたといえよう。さきに触れたように、バークの「考察」をドイツに普及するに功のあつたゲンツは、「バークは、フランス革命において、ただフランスのみを見たのではなく、幸運な憲法を保持するイギリスが、その根底において震憾されたのを見たのである。そして、恐るべき震動と全体的な破壊とによつて脅威にさらされたヨーロッパの諸国家を認めたのである。」<sup>(9)</sup>と述べているが、バークの保守すべきイギリス憲法は、それが幾多の政治経験が統合され、かつまた伝統的な連続性の理念によつて底礎づけられているがゆえに、国家体制を維持するための価値ある基準とも考えられたのである。バークは「われわれの政治制度はまさしく世界の秩序と合致するものである。」<sup>(10)</sup>といひ、そのゆえに、「各国の哲学者たちの思索の対象ともなりうる」ものであるといつているが、このバークのイギリス憲法観が、解放戦争時代のドイツ国家学に与えた影響はまた看過すべきものではない。すなわち、ドイツ帝国や諸州の再建に当つて、このバークの憲法観と政治原則が、ドイツ国家学や国法学 (F. J. Stahl, J. C. Bluntschli) の学問的性格をかかなりな程度に規定していることは注目に値しよう。

(1) K・マンハイムによれば「自由戦争とそれにつづく王政復古の時代は、ドイツ的思考の性格にとつて決定的なものであつた。『ドイツ的思考』は、一九世紀以来ローマン主義的であり、歴史主義的であり、それはこの国に生れた固有の反対ですら、なおそれから脱し切れないほどにまで根深いものである。ハインはローマン派の敵対者であるにもかかわらずローマン主義的であり、マルクスは歴史学派の敵対者であるにもかかわらず歴史主義的である等々。」と述べている。(前掲書一七八頁) なお、C・シュミットは、「ローマン主義的な要素はバークの政治的見解にとつて決定的なものとはいえないが、バークのローマン主義的な要素は、ローマン主義者に大きな感銘を与え、そのことによつてローマン主義者が保守主義的な理念を受け入れるに於いての橋渡しをも

したのである。」(前掲書五六頁)と述べている。なか、バークとギンツの関連については Reinhold Aris, History of Political Thought in Germany, from 1789 to 1815, London, 1936, pp.251—265 以下に詳細を述べた。

- (2) Adam Müller, Die Elemente der Staatskunst, 1922, Band I, S. 26.
- (3) E. Burke, *ibid.*, pp.332—333.
- (4) E. Burke, *ibid.*, pp.183—184.
- (5) H. Barth, a. a. O. S.47.
- (6) Karl Hillebrand, England im 18. Jahrhundert, in Hans Barth, a. a. O. S.48
- (7) バークは、「一定の量の権力は常に共同社会のなかに、誰かの手中に、何らかの名称で存在しなければならない。」(考察)とし、統治者集団の存在を自明の事柄としたのであるが、その際、彼においては、「貴族」を以てその責務を果す有資格者とみた。しかし、彼はいわゆる「称号貴族」とか、「世襲貴族」のみを、その適任者とみたのではなく、カリスマ性によつてリーダーシップを発揮しうる者を「自然の貴族」と称し、統合の機能と秩序維持の機能を果しうる支配階層と考えたのである。
- (8) A. Müller, a. a. O. SS.307-308, なか、E. Treitsch, Der Historismus und seine Probleme, Gesammelte Schriften, 3 Band, Tubingen, 1922, S. 287. トレルチは「ヒラーが具体的に非常に保守的な中世的 $\parallel$ 民族的に着色され、同時に近代の現実政策的 $\parallel$ 国民的に沈思された国家論に到達するのは特別な事情によせる。」と述べている。
- (9) F. von Gentz, a. a. O. Einleitung, なか、R. Aris, *ibid.*, pp. 252—254 参照。
- (10) H. Barth, a. a. O. S.42.

#### 四、バークの思想のローマン化

以上において、バークの「考察」における政治思想が、ドイツにおける政治的ローマン主義の形成に対してかなりな程度の影響力を行使してきたことについて述べてきた。

しかし、最後においてわれわれは、バークの保守主義思想の本質と、ドイツの政治的ローマン主義との間における異質性について触れておかなければならない。すなわち、バークにおける保守主義の理念は、まず第一にいわゆる Restoration を意味していたのではないということである。

そしてまた、バークがイギリスにおいて維持してゆくべきであった政治的、社会的秩序は一九世紀初めのドイツの状

況と比較すれば、より近代적であり市民社会が定着していた状況にあつたからである。イギリス下院に代表される代議制度とか、責任内閣制や出版の自由、または請願権というような近代自由主義の諸制度は、当時のドイツ諸州においては一般化されていない情勢であつた。すなわち、バークの保守主義がイギリスの政治社会に適用された場合と、ドイツに受容された場合とは、そこに大きな相違があつたのである。マルクスが「ドイツの歴史においてかつて人々が経験したことがないような、あるいは模倣することもないような動向がある。われわれは以前に行われた革命に参加することなく、現在行われている復古(Restauracion)の動きに参加している。」と、その「ヘーゲル法哲学批判」に指摘した状況があつたからである。

そのような状況のもとで、バークの保守主義は、ドイツ・ローマン派の政治思想家たちによつて、中世の封建制度や身分的階層制の再生の要求に変えられたり、統一的キリスト教国家理念の賛美に変容させられてしまつたのである。カール・シュミットによれば、「政治的ローマン主義は知的な材料で身を飾るが、この材料は手を加えられた上でしか政治的ローマン主義の取上げるところとならない。」<sup>(1)</sup>のであつて、すなわち、「アダム・ミュラーは事実バークをゲーテとならべた。ナポレオンあるいはベートーヴェンもロマン的人物となる……。しかしロマン主義化がもつと成功するのは「理念」を相手にする場合、つまりすでに思想的な構成となつて存在している材料を相手にする場合である。彼らはこの材料を反立的にひっくりかえして反対のものにし、他の材料と結びつけ、効果的に様式化し、あるいはまた同じようなやりかたでロマン的に変える。」<sup>(2)</sup>のであるというが、まさにドイツ・ローマン派の思想家たちは、バークの自由主義的保守主義を、牽強附会に自己の陣營の復古思潮に効果的に様式化したものといえよう。カルロ・アントーニ(Carlo Antoni)は、「バークは革命精神に反対する恐るべきパンフレットにおいてあの主題をことごとく要約して、イギリスにおける革命への通路をふさぎ、呆然自失するヨーロッパ反動勢力のために、やがて王政復古の時代だけでなく十九世紀、いわゆる歴史の世紀を通じてヨーロッパ文化がわがものとするであらうあの論拠(歴史主義……筆者註)を、提供するのである。ところが、大陸、なかでもローマン主義的なドイツ

では、これらの主題は病的な昂進をみせて、歴史の隠秘的な一種の偶像礼拝にまでなるのだが、イギリスの場合歴史の感覚は、人間の創意と善き意志、人間に固有な自由の精神といったものの働きにほかならぬ自発的な発展や進歩の感覚なのであつて、それ故その感覚は自由主義に通じている。<sup>(3)</sup>と歴史主義の比較研究の観点から論じている。

すなわち、一六四九年と一六八八年の二つの革命を経由し、ロックやブルックストーンの自由主義の原理を間接的に基礎としているバークの政治思想は、ドイツ的基盤においては変質してしまい、いわゆる「ドイツ的思考」の養分として吸収されたものといえる。

ノヴァーリス、ミュラー、ゲンツ等のドイツ・ローマン主義者たちは、復古運動の思潮に身を投じながら、初期におけるバークへの熱狂は次第にカトリシズムの国家哲学、なかでも神政論の復興を求めるボナールやドゥ・メーストルの思想への共鳴にかわつてゆくのである。しかし、この神政論思想は、バークにおいては皆無であつたといつてよい。確かにバークは、神の存在を「*great master, author and founder of Society*」と称したが、バークにおいてはそれは、社会が持続してゆく上において、ものごと本来そなわつている条件を満たしてゆくべきであるという意味においてであつたのである。すなわち、バークは理性の女神の信仰に對置させるのに、歴史に對する一種の宗教的感覚をもつるのであるが、その場合歴史には摂理が働くとみていたのであつて、しかもその摂理というのは人間や人間の利害、行動を通じて内側から働きかけ、個々人の計画的、ユートピア的知恵をうわまわる優れた知恵をもとに恒久的な諸制度を創造するといつたのであつた。ところが、ドイツ・ローマン主義においては、歴史の連続性、その発展性に對するバークの感覚は、あたかも人間の意図や意志を超えた最高存在のものであるかのような歴史の宗教、歴史の信仰に變容してしまふことになる。バークの歴史観、その連続性の理念は国民生活に對する個人の責任に對するの感覚なのであつた。国民生活は、過去と未來を結合し、具体的な、規律ある自由の保証をつくりだす各種の連帯のなかで維持されなければならないからである。

バークがその「考察」において示した情熱は、政治的責任を自覚しない抽象的合理主義の見解に対する嫌悪と侮蔑によって駆りたてられたものであり、いわゆる革命論者たちの言動は、デマゴグや独裁者の支配に変貌することの危険性に対してであつた。この時代に、バークは議会において、アメリカ植民地の要求を擁護して、イギリスの政治的伝統にかなう彼の立憲的合法性を論証しさえしたのであつた。すなわち、バークにおける歴史と伝統と宗教に対する訴えは、常に自由の目的に従属する立場においてなされたものであるといえよう。稿を閉じるにあつて最後にシュミットの次の言葉を引用しておこうと思う。

すなわち、「ノヴァーリスがバークについて、この男は革命に反対する『革命的な』本を書いたと言つたとき、ロマン主義者の、ノヴァーリス、シュレーゲル、そしてまたミュラーの感じた印象が的確に語られているのである。革命的ということは当時はまだロマン主義的と同義だつたが、反革命のもまたロマン主義的であり得たのだ。つまり、フランス革命の場合にもバークのすばらしいパトスと激しい気質のなかにも、美的歎賞と模倣への刺戟を見たというわけである。バークの場合に問題になつている事柄、彼の歴史的感覚、国民共同体への感情、無理な『作為』に対する嫌悪、彼における歴史のかつ政治的なものすべてが別の圏へ移され、ロマン主義化される。」とローマン主義の機会原因論的構造(Occasionalismus)を指摘し、バークとドイツの政治的ローマン主義との思想的関連を見事に剔出している。すなわち、バークの思想の中核を形成している現実主義の政治思想は、それがローマン化の対象として不適當であるがゆえに、ドイツ・ローマン主義においてはすべて捨象されてしまつたものともいえよう。

(1) Carl Schmitt, Politische Romantik, 1925 Berlin (大久保和郎訳「政治的ロマン主義」一六三頁)

(2) 同書 一六六頁。

(3) Carlo Antoni, Lo Storicismo, Edizioni Radio Italiana, 1957. (新井慎一訳「歴史主義」二二頁)

(4) 前掲書一六五頁。